

農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換会を踏まえた改善点等

※この他にもありますが、主なものを公表しております。

No	対象者		意見・要望内容	改善点等	備考	改善実施年度
	意見・要望者	対応者				
1	担い手農業者等	機構	地域における機構職員の活動が見えない。	H27,5月より、機構職員として「地域コーディネーター」を7圏域（県地方振興事務所所管区域）毎に配置し、地域の声を反映する体制を整備した。	「地域コーディネーター」とは、機構地方駐在職員であり、機構の考え方を現場へ・現場の声を機構へ反映する役割を持つ。	H27年度
2	担い手農業者等 業務委託先	宮城県	機構からの借入を周年で行えるようになってほしい。	対象農地の大半が水田のため、水稲作付に併せた時期のみ「農用地利用配分計画」を認可、公告することとしていたが、毎月認可、公告することとした。（周年対応）		H27年度
3	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構 市町村・農業委員会	機構を経由した借入処理に時間が掛かりすぎる。	機構借入及び機構貸付に係る農業委員会総会審議を同時に実施することとした。（処理日数の短縮化の実現）	機構借入＝農用地利用集積計画 機構貸付＝農用地利用配分計画	H27年度
4	担い手農業者等	宮城県・機構	市町村やJAに機構事業の質問をしても対応がまちまちであり、よくわからない。	「業務マニュアル」や「Q&A」等を作成・改訂し、周知徹底した。（統一的取扱）		H27年度
5	担い手農業者等 業務委託先	機構	事務処理（書類作成）が煩雑である。	業務委託先と調整し、「帳票作成支援システム」を作成・改訂した。（事務処理の円滑化処理）	宮城県機構独自開発	H27年度
6	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構	ほ場整備事業地区での「地域集積協力のエリアどり」を一時利用地でも可能にしてほしい。	面工事が完了したほ場整備事業地区での「地域集積協力のエリアどり」は従前地と一時利用地の併記（根拠資料添付）により、一時利用地でも可能とした。	宮城県より文書通知済み	H27年度
7	担い手農業者等	機構	誰に相談したらよいか分からない。	機構HPに「相談窓口一覧表」を掲載した。	機構・県・市町村・JA・関係機関・国等の窓口を公表中	H27年度
8	農業法人経営者	機構	H30には生産調整を国は止めると言う。そうしたら土地利用型農業においては利益は出ず、機械・設備に投資することも出来なくなる。先行きが不安な状況で会社としてH30以降の姿を想定することが出来ないでいる。	恒久的な担い手の経営安定対策の確立と経営力向上支援対策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望	H27年度
9	農業法人経営者	機構	農地の耕作（貸付）を依頼されることが多くなってきている。農地の規模拡大と併せて、草刈や用排水路の維持管理も増えているので大変である。「多面的機能支払」等が地域での対応を頂ければ良いのであるが。	担い手が中心となって農村集落が健全に維持・発展出来るよう、多面的支払機能に取り組む地域の拡大に向け、自治体負担の緩和等の施策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望	H27年度
10	担い手農業者等	機構	中山間地域における耕作条件の悪い農地についても、農地中間管理事業により有効活用していただきたい。	制度上は、機構が条件改善実施後に担い手農家への貸付も可能である。しかし、地主or担い手の費用負担が伴うため実施要望は無い。H27から開始された「農地耕作条件改善事業」は、負担軽減されるが、採択枠が狭いため、一層の予算確保を県・国へ要望する。	H27年度より「農地耕作条件改善事業」（ほ場整備事業実施済農地の再整備事業）開始	H27年度
11	機構	機構	事業活用者である「担い手農業者組織」との情報交換を定期的に行ったり、担い手農業者組織等の主催行事にも積極的に参加し、連携強化を図りより一層使い勝手の良い事業にしたい。	平成28年6月21日付けにて、担い手農業者組織5者・農業関係金融機関2者と「農地中間管理事業に係る連携に関する協定」を締結し、定期的な「連携推進会議」を実施したり、相互間の主催行事にも積極的に参加することとした。	東北農政局管内では初めて、全国で4番目の取組である。なお、この連携協定を参考として公社地域コーディネーターが中心となり、栗原市一迫地区において「担い手農業者間の連携協定」が8月に締結された。	H28年度
12	担い手農業者等	機構	病氣・高齢化等により機構活用を考えており、JA窓口で相談したところ、「借受先を自分で探してから手続きします」と言われた。 制度上は、機構が借受先を探してくれるのではないのか。	機構としては、相談窓口業務を市町村（農業委員会含む）・JAに業務委託しています。 業務委託先・関係機関団体等に対して、事業スキームの周知を図るべく、H27,12,18付けにて農林水産省からの指導に基づき、「転貸先を探すことは機構（業務委託先を含む）の重要な役割である」旨、「農地中間管理事業における農地貸付希望者への対応について」（H28,7,25付けみ農振第1116号理事長通知）にて周知を図りました。	<参考：H27,12,18農林水産省による指導内容> 機構のスキームに反する事項（是正指導内容） ①農地貸付希望者に借り手を自ら捜させること。 ②賃料変更を農地所有者と転貸者に調整させること。 ③貸付先決定ルールを遵守せず、機構（委託先含む）が恣意的に貸付先を選定すること。	H28年度
13	担い手農業者	機構	相談窓口で様々な説明を受けたが、事業活用のための「必要な書類」・「最低限の確認事項」を記した書類が無いため見えきれなかった。 簡単なメモでよいので、相談時に「必要最低限の内容が確認できる書類」があれば良いのだが。	業務委託先の実態を調査のうえ、事業活用者へ「必要な書類」・「最低限の確認事項」が記載されている書類を配布している業務委託先と配布していない業務委託先があった。 また、配布していても内容に不十分なものも見られたため、機構として「農地中間管理事業受付窓口における対応について」（H28,9,13付けみ農振第1156号理事長通知）にて参考例を示した。	<参考：H28,9,13で機構が示した参考例内容> 【おしらせ】 農地中間管理事業の活用を希望される皆様へ ①申請に必要な書類・②申請窓口 ③申請から許可・公告までの流れ・④貸付期間・⑤賃借料 ⑥手数料・⑦本人記載・⑧委任状・⑨集積計画書・配分計画書 ⑩贈与税・⑪農業者年金受給者・⑫借受人（耕作される方）	H28年度
14	担い手農業者等 業務委託先	機構	手数料は何故必要なのか。 相談者に手数料を説明するとなかなか理解いただけなく事業推進上問題ではないか。	機構手数料は、事業活用者双方より借賃の1パーセントづつ納めていただいています。 No,13にて参考例示している「【おしらせ】農地中間管理事業の活用を希望される皆様へ」において必要性等を説明いただくよう改善いたしました。 また、推進上必要な措置として「減免措置」もありますのでご相談願います。	<参考：手数料の活用内容> 徴収した手数料は、機構事業で国の補助対象とならない経費や担い手農業者への支援等に活用されます。 ※借賃が10a当たり年10,000円の場合には100円となります。	H28年度
15	担い手農業者等	宮城県・機構	地域では農地を耕作する方が高齢化し、誰かに耕作をお願いしたい方は大勢いる。 まだまだ農地中間管理事業はPR不足ではないか。	県・機構としては、県広報誌・市町村やJA等関係機関の機関誌、民放ラジオCM、ポスター等による周知活動を引き続き実施します。 また、国に対して全国レベルでの広報活動（主に不在地主（他県居住者等）対象）を要望しました。 ※具体的には、全国主要駅・コンビニ等へのポスター掲示による周知活動。	H28,7,19農林水産省事業ヒヤリング時要望	H28年度
16	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構	事業3年目でようやく事業が軌道に乗り始めてきた。 しかし、機構事業活用の大きなメリットである「機構集積協力の金」は、H30年度までの取扱方針が定められていたものの、H28年度の制度運用が国の都合で激変され現場では混乱している。 また、H29年度以降の取扱にも、「また変更があるので」と不信感を持たれており推進しづらい。 国のしっかりとした対応をお願いしたい。	H30年度まで取扱方針が決まっていた「機構集積協力の金」の制度運用を安易に変更したことで、現場の事業推進上大きなブレーキとなっていることを国へ説明しました。 併せて、H29年度以降の運用について、再度大きな変更を行わないよう要望しました。	H28,7,19農林水産省事業ヒヤリング時要望	H28年度